

地方職員共済組合 埼玉診療所を受診される皆様へのお願い

令和4年5月13日

日頃、診療所を御利用いただき、誠にありがとうございます。

前任の青木医師の退職にあたり、4月より多田が内科を担当させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

今回、お願いしたい件は診療所における長期院内処方見直しについてです。最近までコロナによる感染機会を減少する目的として院内薬局においても長期処方（60－90日）がなされておりました。当診療所の存在意義を考えますと、地方職員共済組合員の方々やそのOB、OGの方々への緊急もしくは準緊急対応（短期的内服）、健康診断などによる予防的疾患対策ならびにワクチン接種業務などが主になると思います。このためには長期投与のための薬剤在庫保管に代わり、緊急的対策医薬品（小手術対応も含む）での即時対応やその充足が必要です。このため、院内薬局における処方は30日までとさせていただきます。ただ、院外処方箋発行による院外薬局での薬の受け取りに際しては60－90日も可能ですのでお気軽に申し出ていただければと考えます。

皆様方に御理解いただけますよう切にお願い申し上げます。

地方職員共済組合	埼玉診療所
所長	多田実
庶務課長	橋本雅代